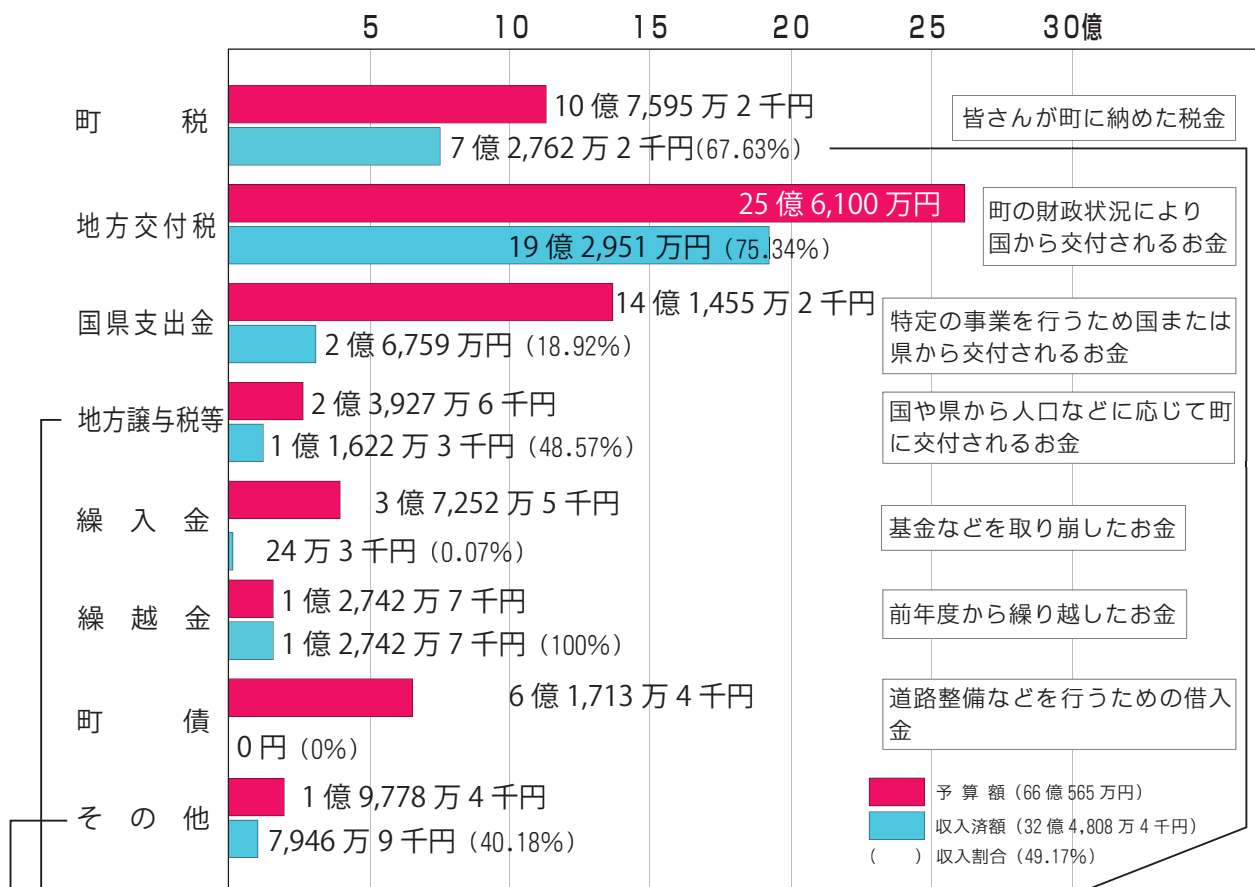


平成 26 年度 4 月～ 9 月に大崎町の一般会計に

# 入ったお金 32億4,808万4千円

一般会計（歳入）

上半期の予算執行状況を公表します



## 地方譲与税等とは

- ・ 地方譲与税
- ・ 利子割交付金
- ・ ゴルフ場利用税交付金
- ・ 自動車取得税交付金
- ・ 交通安全対策特別交付金
- ・ 地方消費税交付金
- ・ 地方特例交付金
- ・ 配当割交付金
- ・ 株式等譲渡所得割交付金

## その他とは

- ・ 分担金及び負担金
- ・ 使用料及び手数料
- ・ 財産収入
- ・ 諸収入
- ・ 寄附金

## 町税の内訳 7億2,762万2千円

<b>町民税</b>	2億4,969万1千円	<b>軽自動車税</b>	4,622万5千円
<b>固定資産税</b>	3億9,014万円	<b>市町村たばこ税</b>	4,156万6千円

地方自治法第243条の3（水道企業については、地方公営企業法第40条の2）の規定及び大崎町財政状況の公表に関する条例の定めにより、平成26年度上半期（4月1日から9月30日まで）の一般会計並びに特別会計の財政状況を次のとおり公表します。

本公表は、上半期における町民の皆さんから納めていただいた税金や、国・県からの交付税等の収入及び支出の執行状況を明らかにし、町の財政に対する理解を深めていただくものです。